

令和7年6月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 令和7年6月25日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第38号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第39号 高浜市税条例の一部改正について
議案第40号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
議案第41号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第42号 高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議案第43号 事業契約の変更について
議案第45号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第3回）
議案第46号 令和7年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）
- 日程第2 議案第48号 高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第49号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第4回）
- 日程第4 議案第50号 令和7年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 日程第5 議案第51号 令和7年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）
- 日程第6 報告第10号 専決処分報告について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	橋本友樹	2番	荒川義孝
3番	神谷直子	4番	杉浦康憲
5番	野々山啓	6番	今原ゆかり
7番	福岡里香	8番	岡田公作
9番	長谷川広昌	10番	北川広人

11番 鈴木勝彦

12番 柴口征寛

13番 倉田利奈

14番 黒川美克

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉岡初浩
副 市 長	深谷直弘
教 育 長	岡本竜生
企 画 部 長	野口恒夫
総合政策グループリーダー	榊原雅彦
総合政策グループ主幹	原田 優
秘書人事グループリーダー	京極昌彦
DX推進グループリーダー	東 文彦
総 務 部 長	杉浦崇臣
行政グループリーダー	久世直子
財務グループリーダー	平川亮二
市 民 部 長	岡島正明
税務グループリーダー	西口尚志
福 祉 部 長	竹内正夫
地域福祉グループリーダー	岩崎和也
地域福祉グループ主幹	角谷 権
介護障がいグループリーダー	藤 克幸
こども未来部長	磯村順司
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都 市 政 策 部 長	杉浦睦彦
土木グループリーダー	島口 靖
上下水道グループリーダー	大村智康
学校経営グループリーダー	清水 健

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	内藤克己
主 査	森本将史
主 事	大岡靖治

議事の経過

○議長（神谷直子） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（神谷直子） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。
初めに、6月18日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。
議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る6月18日に、委員全員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。市長より、議案第48号から議案第51号及び報告第10号が追加提出され、説明を受けた後、その取扱いについて検討しました結果、本日、日程を追加し、議案の上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決の順序で行うこととしまして、続いて、報告第10号の報告を受けることに決定いたしました。

皆様の御協力をお願い申し上げて、報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（神谷直子） 本日の議事日程は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、議案第48号から議案第51号及び報告第10号、以上、議案4件と報告1件を追加し、お手元に配付しております日程表のとおりといたします。

これより本日の日程に入ります。

○議長（神谷直子） 日程第1 常任委員会の付託案件を議題とし、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、荒川義孝議員。

〔総務建設委員長 荒川義孝 登壇〕

○総務建設委員長（荒川義孝） 御指名をいただきましたので、総務建設委員会の報告を申し上げます。

去る6月17日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託された議案6件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について報告を申し上げます。

議案第38号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、委員より、改正額の幅が役職によって違うのはとの問いに、西三河地区は一部の職に

ついて一般的な基準よりも下げていたが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正され6月4日に公布されたことにより、今回、全国基準に合わせるという改正を市のほうで行ったとの答弁でした。

議案第39号 高浜市税条例の一部改正について、委員より、この条例が改正された背景はどの問いに、我が国において、今後、高経年マンションが急増すること、さらに居住者の高齢化が同時に進行しており、マンションにおける管理不全の課題が深刻化することを未然に防止するために税制上のインセンティブにより区分所有者間での合意形成を促進し、マンション管理の適正化をより強力に推進していく必要があり、そのために今回の条例改正がなされたとの答弁でした。

議案第40号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第41号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、委員より、2割軽減と5割軽減それぞれの世帯数及び影響額はどの問いに、新たに2割軽減となる世帯は21世帯、2割軽減から5割軽減になる世帯は38世帯と見込んでいる。2割軽減の影響額は、改正後、軽減額は約14万円の減少、5割軽減については、軽減額は約150万円の増加を見込んでいるとの答弁でした。

議案第45号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第3回）については、質疑はありませんでした。

議案第46号 令和7年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）について、委員より、下水道の調査費が計上された経緯及び理由はどの問いに、今回、大規模下水道管路特別重点調査事業ということで、今年1月に埼玉県八潮市で発生した下水管路の破損を起因と考える道路陥没の事故を受け、国土交通省が全国一斉に同様の事故を未然に防ぐことを目的とした下水道管路重点調査実施要綱に基づき実施するものとの答弁でした。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第38号、第39号、第40号、第41号、第45号、第46号、いずれも挙手全員により原案可決。

以上が、総務建設委員会に付託された議案に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

以上、委員長報告とさせていただきます。

〔総務建設委員長 荒川義孝 降壇〕

○議長（神谷直子） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、次に福祉文教委員長、今原ゆかり議員。

〔福祉文教委員長 今原ゆかり 登壇〕

○福祉文教委員長（今原ゆかり） おはようございます。

御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をさせていただきます。

去る6月18日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託されました議案3件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第42号 高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、委員より、部分休業の取り方を変えたいと希望が出た場合の考え方はとの問いに、1号から2号へ変更するに当たっては、第20条の5の育児休業法第19条3項の条例に定める特別の事情がなければ変更はできない。例えば、1号部分休で2時間の部分休を最初に申請された方が園の送迎等の関係でもう少し早く行けるということで、部分休業の時間が1時間でよいというようなことがあれば、1号部分休業の中での時間の変更等は認めさせていただくと答弁。

議案第43号 事業契約の変更について、委員より、警備保安業務の具体的な内容はとの問いに、機械警備ということで、機械で警備をした上で何か事情があった場合に警備員が出動をして対応すると答弁。委員より、他の小中学校がPFIではないことから、その他関連業務については、ほかの学校では費用がかからないのかとの問いに、他の学校について、こちらの関連業務で支払いをしている費用もある。例えば、保険料とかその辺については他の学校でも含まれると考えていると答弁。委員より、今回の改定で、契約金額が当初契約より幾ら増額となったのかとの問いに、増額金額は1億9,431万4,892円と答弁。

議案第45号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、委員より、3款1項18目重層的支援体制整備事業について、今までもこども食堂であったり、健康自生地といった活動をされてきた。こども食堂の活動も決して子供だけが対象ではなく、それこそまぜこぜの居場所としての意味もあったと思うが、そういった活動をされている方々とすみ分けていくのか、もしくは今回のまぜこぜの居場所に入っていくような方針なのかとの問いに、こども食堂については全ての方を対象としたものとなっており、既にまぜこぜの居場所の取組に近いような取組を行っている場所もある。自生地においても、昨年度まぜこぜの居場所になりませんかという事前の意向調査をさせていただいた。興味、関心を抱いている自生地の方々もお見えになる。こうした状況も踏まえて、まぜこぜの居場所になっていただけるよう、個別にアプローチをかけていきたいと考えていると答弁。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第42号、議案第43号、議案第45号は、いずれも挙手全員により原案可決。

以上が福祉文教委員会に付託された議案に対する審査経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

以上で、委員長報告とさせていただきます。

〔福祉文教委員長 今原ゆかり 降壇〕

○議長（神谷直子） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第43号 事業契約の変更について、反対討論を行います。

高浜小学校整備事業は、当初の契約では47億9,766万8,421円となっておりますが、度重なる契約変更により、契約金額は49億9,198万3,313円となります。実に1億9,000万円余り、契約金額が増えています。

今回、サービス対価として警備保安業務、維持管理業務、その他の関連業務において、事業契約を変更すると1年度当たり289万円も今後上乘せして支払うこととなります。

警備保安業務に係る経費として、他の4つの小学校では、令和6年度実績によると、4校で42万3,000円となっていました。単純に4校で割れば、1校当たり10万5,750円となります。しかし、高浜小学校は、令和6年度実績によると、1校で135万9,921円となることから、他の学校の12倍となっています。いくら複合化施設といえ、あまりにも高いと言わざるを得ません。同様に、維持管理費に係る経費についても、他の4つの小学校では、令和6年度実績、4校で1,981万3,000円であることから、単純に4で割ると、1校当たり495万3,250円となります。しかし、高浜小学校の維持管理費は2,599万1,000円となっていることから、実に5倍以上、他の学校より費用がかかっています。

その他関連業務として、運営費、保険料、監査費用がその業務に当たりますが、他の4校については、運営費及び監査業務費用については費用がかかっておりません。

結局、高浜小学校以外の4校では、警備保安業務、維持管理費、そして、その他の関連業務の保険料について、1校当たり年間約520万円の経費となっておりますが、高浜小学校は契約変更により、年間5,014万3,933円となることから、実に9.6倍以上、他の学校より経費がかかる計算になります。

当初契約したときのサービス対価の総額より実に9,252万9,982円増えていることから、あと9年間このままの契約を継続することが果たしているのかどうか検証の上、契約変更に臨むべきではないでしょうか。

P F I 事業は自治体にとっては、百害あって一利なしの事業であると考えます。財政状況を厳しくさせた要因の一つが、私は高浜小学校 P F I 事業であり、容易な契約変更について賛成することは断じてできません。以上です。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（神谷直子） 10番、北川広人議員。

〔10番 北川広人 登壇〕

○10番（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、議案第43号の事業契約の変更についてに対しまして、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をさせていただきます。

本議案は、高浜小学校等整備事業に対し、高浜市とあおみが丘コミュニティ株式会社と交わした契約によるものであります。

高浜小学校等整備事業のサービス対価については、事業者が提供するサービスを市が購入する対価として、事業者に対してサービスの対価を支払いをしています。

契約では、サービス対価の改定方法については、日銀調査統計局の企業向けサービス価格指数を用いて、毎年8月と前回改定年度の前年の平均値と比較して、3.0%以上の差が生じた場合にサービス対価の改定を行うこととしております。

今回、維持管理業務において3.0%以上の差が生じたため、事業契約を変更することとなりました。これは正式な契約に基づくものであり、何ら問題のないものであることは明確であります。事業や金額において契約先からの価格改定については、高浜市が検証し、問題ないと判断したもので、現在の社会情勢を踏まえれば、常識的なものであると考えます。

金額は税込みで2,684万5,677円で決して安いものではありませんが、事業の進め方や契約の在り方などの検証は別に行うべきで、本議案の中ですべきものではありません。

この事業契約の変更をしなければ契約不履行となり、契約解除や損害賠償が発生することになります。

安易に反対することなく、全議員の御賛同をお願いして、賛成討論とさせていただきます。

〔10番 北川広人 降壇〕

○議長（神谷直子） 次に、13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第45号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、反対討論を行います。

重層的支援体制整備事業として、まぜこぜの居場所づくり実態調査等支援業務委託料500万円が計上されています。

私は昨年度、厚生労働省の方を講師にお迎えし、重層的支援について勉強した経緯があります。そこで、開口一番、重層的支援は新たな窓口をつくることではありませんよと言われました。しかし、高浜市では共生推進グループを立ち上げ、予算を計上しております。

今回の事業目的は、居場所実態の把握、市民が求める居場所の姿、居場所の運営支援となっておりますが、これが現在、高浜市に必要な重層的支援なのでしょうか。

居場所実態の把握や居場所の運営支援は、業者に委託するのではなく、高浜市の現状が一番よく分かっている市の職員が行うべきではないでしょうか。既に居場所として存在する健康自生地や、地域の課題は地域で解決することを目的としたまちづくり協議会についても、今後どのように運営または発展させていくのか先が見えない中、新たな居場所づくりをすることに理解ができません。

厚生労働省のホームページにおいても、重層的支援体制整備事業について、既存のものとは別の新しい相談支援機関や地域の拠点を設けることが目的ではありません。既存の支援機関の機能や専門性を生かし、相互にチームとして連携を強めながら、市町村全体の支援体制をつくることが目的ですと明記されております。

就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域住居支援事業など、生活困窮者に対する支援事業について、高浜市が重層的に取り組んでいる様子が私には見られません。急激な物価高騰により、家賃の支払いが困難になったり、高齢者が保証人の確保ができないことから住居を借りることが難しいなど、生活に困難を抱え、生きづらさを感じている住民への問題解決支援や伴走型支援への強化が必要ではないでしょうか。

最後に、アクションプランに該当するとしていながら、なぜ当初予算に計上されなかったのかも理解できません。

以上を理由とし、反対討論といたします。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（神谷直子） 次に、1番、橋本友樹議員。

〔1番 橋本友樹 登壇〕

○1番（橋本友樹） 議長のお許しをいただきましたので、議案第45号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、市政クラブを代表し、賛成の立場で討論をいたします。

重層的支援体制整備事業、まぜこぜの居場所づくりです。総括質疑や委員会での質疑でも丁寧な答弁をいただいております。

今回の補正では、4月1日に採択となった補助金500万円、これをこの事業へ充てるものであり、今年度最初から計画していた事業をより拡充するものと理解しており、何ら反対することはないと考えております。

まぜこぜの居場所づくりは、昨年度、翼小学校区をモデルに、NPO法人 全国子ども食堂支援センター むすびえさんと連携協定を締結し、行ってまいりました。今年度は、市内全域へと広げていくとのこと。また、アンケートの対象が子供、若者に限定されていることも今年度当初の計画において高齢者のニーズ調査も予定していると答弁があり、決して若者限定でこの事業を進めていくものではなく、全世代、あらゆる方々を対象にした事業であると理解をしております。

また、市内全域へ少なくとも1か所以上、まぜこぜの居場所を整備していくとのこと。さらに、

場所をつくるだけにとどまらず、できた居場所を活用し、まぜこぜの居場所として機能させていくとの答弁もいただいております。

今後も本市が目指すべき地域共生社会、まぜこぜの居場所が市内至るところにある社会、高浜市全体がまぜこぜのまちとなっていくことを期待し、賛成といたします。

議員の皆様におかれましても、本案に賛成していただくことをお願いいたしまして、討論といたします。

〔1番 橋本友樹 降壇〕

○議長（神谷直子） 以上をもって、討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第38号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 高浜市税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 事業契約の変更について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、各常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 令和7年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は10時35分。

午前10時28分休憩

午前10時35分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第48号 高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第48号 高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書のほか、議案参考資料の5ページを御覧いただきますようお願いいたします。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、国会議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ポスターの作成等の経費について、公費で負担する限度額が引き上げられることに準じ、市の議会の議員及び長の選挙においても同様に限度額を引き上げるものでございます。

改正の内容でございますが、第1条の改正規定におきまして、選挙運動用ポスターの公費負担の限度額の計算基礎となる額を1枚当たり541円31銭から586円88銭に改定するもので、第2条の改正規定においては、選挙運動用ビラの公費負担の限度額を1枚当たり7円73銭から8円38銭に改定するものであります。

施行日は公布の日とし、次の市長選挙から改定後の額となる予定でございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第48号 高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷直子） 日程第3 議案第49号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第49号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第4回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億7,075万8,000円を追加し、補正後の予算総額を196億2,626万3,000円といたすものでございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

1款1項2目法人の法人税割は、市内法人の令和6年度の法人税割額が確定したことに伴い、

令和7年度の法人税割額の見込額を見直したため、減額いたすものでございます。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として増額いたすものでございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項6目秘書費及び11目財産管理費、3款1項2目地域福祉推進費並びに30ページ、31ページをお願いいたしまして、8款2項1目生活道路新設改良費及び10款1項1目教育委員会費は、公用車に設置されているテレビ視聴が可能なカーナビゲーションに係るNHK受信料が必要となったことから、新たに計上または増額いたすものでございます。

28ページ、29ページにお戻りください。

2款2項1目賦課徴収費は、市内法人の令和6年度の法人市民税額が確定したことに伴い、前年度の中間納付分の還付が必要となったため、増額いたすものでございます。

2款4項2目選挙費は、選挙運動用ポスター及びビラの作成に要する経費負担の限度額が引き上げられることに伴い、増額いたすものでございます。

3款1項16目介護保険事業費は、当事業において使用する公用車についても、先ほどの説明と同じ理由により、NHK受信料が必要となったことから繰出金を増額いたすものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

1番、橋本議員。

○1番（橋本友樹） それでは、歳入1款1項2目法人市民税及び、歳出のほうで2款2項1目過年度還付金及び加算金についてお聞きいたします。

まずこれ、なぜこの時期に補正に上がってきた、計上されることになったのかということをお聞きいたします。

○議長（神谷直子） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） なぜこの時期に補正予算を計上することになったかについて御説明いたします。

法人市民税の確定申告書の提出期限は6月末日に集中します。例年6月は、前年度予定納付額の還付が当初予算内に収まるかどうかを注視しております。

還付の場合は、還付加算金の額を抑えるよう、確定申告書の提出後、速やかに還付することとしております。このような中、今回事業者への聞き取りにより、当初予算額を超える還付額が発生する見込みとなりましたので、補正予算を追加上程させていただきました。

また、これに伴い見込まれる法人市民税の歳入の減額も併せて補正しておるところでございます。以上でございます。

○議長（神谷直子） 1番、橋本議員。

○1番（橋本友樹） ありがとうございます。

それでは、今回、結構大きな金額の補正ということになっておりますけれども、令和7年度の当初予算では法人市民税はどのように見込んでいたのかということと、また、法人市民税は3億8,500万円の減額、補正後は3億7,900万円となっておりますけれども、過去3年間の法人市民税の推移というのを教えてください。

○議長（神谷直子） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） 御質問が2点ございました。

まず、令和7年度の当初予算における法人市民税をどのように見込んでいたかにつきまして、令和7年度の当初予算の法人市民税は、令和6年度の決算見込額や各法人の決算短信などにより情報を収集しまして、令和6年度決算見込額の約4割減を見込み、当初予算に計上したところでございます。

次に、過去3年間の法人市民税の推移についてですが、令和4年度は5億6,300万円、令和5年度は5億2,100万円、令和6年度は12億3,500万円となっております。なお、令和6年度につきましては、決算見込みでございます。以上でございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） NHKの受信料のことで2点聞かせていただきます。

まず、今回、過年度分の未納が102万7,250円ということで参考資料に書いてあるんですけども、新聞報道ではこれ51万円の未払いということが書いてあって、そのあたりどう理解すればいいのか。

あともう一つは、今後の対応として、今導入されている車両、そして今後導入される車両についてどうされていくのかについて、お願いします。

○議長（神谷直子） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 新聞報道されたとき、5月の2日に私ども報道発表いたしまして、その際は、計算上、51万程度ではないかというところで報道発表を行いました。この点について、実際、補正予算に上げている額とは異なるぞというところがございます。

新聞発表したときは、まだNHK側と金額について単価はどういった適用になるのか、どういった考え方で行うのかという調整がまだできていなかった段階でございます。その後、NHKと調整いたしまして、私どもが考えていた単価、これは半額割引後の単価だよというところで、通常の定価が適用されるよというところで、私ども、過年度につきましてはその旨判明いたしまして補正予算を上げさせていただいたところがございます。

2点目、今後の対応につきまして、今あるものにつきましては——NHKの受信料というのは、

テレビを見ようと思えば見れるような物理的な機械的な状況にある場合は、たとえつけていなくても今回のように払わなければならない、発生する費用になってしまいます。したがって、NHK受信料、これを払わないように、発生しないようにしようとする、物理的にアンテナを取り外すですとか、カーナビを入れ替えるとか取り外すとか、そういった工事が必要になってしまいます。ですので、今後につきましては、市の保有する公用車につきましては、アンテナの取り外しですとか線を切断するですとか、そういったことと受信料を比較いたしまして、車両ごとに車両を管理する所管によりまして、取り外す等の工事やテレビ機能のないカーナビを搭載した車両に更新するとかということを行ってまいらざる次第でございます。

また、今後購入していく車両につきましても、あまりその——カーナビ自体は必要かどうかというところをまず検討いたしまして、テレビ機能は原則としてついていないものというところを採用していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 全台じゃないかと思うんですが、通常の業務においてはテレビを視聴するという必要性はあまりないのかもしれないんですけども、実際の災害発生時とか緊急のときには、やっぱりラジオではなくてテレビで視覚的に情報を迅速に把握できる手段も必要となるかと思うんですが、そのあたりどう考えていくのか、お願いします。

○議長（神谷直子） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 通常の業務には必要ない、これはおっしゃるとおりでございます。ただし、災害時ですとか各地で災害が起きたときに派遣される車両などについては、またちょっと別の考慮が必要な場合もあるかなとは考えております。以上でございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

10番、北川議員。

○10番（北川広人） それでは、引き続きですけど、NHKの受信料について伺いたいと思います。

今回、ありがたいことに非常に細かい参考資料出していただいたんですけども、非常に分かりにくくて、よく分かりません。申し訳ないんですけども、金額の根拠というものをもう少し言葉で分かるように説明をいただきたいのと、それから、例えばよくあるのは割増金みたいなもの、不払いだった場合に取られるということがあるんですけども、それについてはどうだったのかということ。それからもう一点は、時効みたいなものあって、これは免除されましたよっていうものがあるのかどうなのか、そこのところもお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（神谷直子） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 御質問ありがとうございました。

金額の根拠についてというところでございまして、私ども頑張って作った、作成いたしました

資料でございますが、金額のこれが単価的なところがちょっとずつ変わっておりますので、そこからちょっと御説明したいと思います。

NHKさんは基本的には月幾らみたいな感じの契約になっています。ですので、契約の期間に応じまして、その当該期間の契約の単価にこの月数、これに乗じたものの合計額となっているもの。そして算出したものがこちらの参考資料になります。

今、申し上げましたとおり、月ごとの単価、これがまた期間によって異なるので、ちょっと割り切れんじやないかというようなことも発生するかと思います。

実は令和2年9月までの期間、これが一月当たり1,310円、令和2年10月から令和5年の9月までは一月当たり1,275円、また令和5年10月以降はこれまた安くなりまして、一月当たり1,100円となっております。これが現在の金額にもなっております、私どもが最初にこの金額になるのかなと思っていた額でございます。

過年度分につきましては、当該月ごとの単価に該当する期間における公用車のこの保有月数、これに乗じた額の合計数となっております。

現年度分につきましては、等しく4月から年度末3月までの額となっております。現年度分の契約予定の今月6月以降の期間の契約について、6月以降はちょっと割引がございます。それは同一場所について、テレビも含めて2台目以降の設置分は半額になるという割引で、またさらに10月以降の分については、半年分のこの前払分まとめ割引、こういう制度があるようで、これがNHK側さんから認められておりました適用される見込みでございます。

4月及び5月につきましては、これは今年度ではあるんですけども、既に経過した期間でありますことから、現在の正規の料金である1台一月当たり1,100円が2か月分で2,200円になります。6月から9月までの4か月については、本来2か月当たり2,200円となるところ、テレビを含めて2台目以降となる公用車については、その半額割引、これが2か月当たりで1,100円となり、それが4か月分ですので、2,200円となります。また10月から3月までについては、6か月分が、これは本来6,309円になるんですけども、それがまた半額になります。テレビを含めて2台目以降となる場合、そういう公用車については3,154円となります。

したがって、2台目以降の半額割引が適用される公用車については、それら今申し上げたものを足しまして、現年度分が7,554円となります。

一方、現年度分でも、そのちょっと場所が違うよというものです。2台目以降、半額割引が適用されない公用車につきましては、現年度分が1万2,909円となります。2台目以降、半額割引が適用されない公用車は、介護保険の特別会計さんの1台と水道企業会計さんの1台の合計2台となります。

2点目、割増金についてはかという御質問でございました。

こちらNHKさん、日本放送協会さんは正当な理由なく、申込み期限までに受信契約を申し込

まない場合については、放送法の第64条第3項第4号及び第4項の規定によりまして、割増金というものを徴収することができます。御質問のとおりでございます。

高浜市におきましては、日本放送協会において、特に悪質ではないということで判断されまして割増金は不要とされたものでございます。ですので、今回の補正予算に割増金分というものは入ってございません。

3点目、時効についての問合せでございました。

NHKの受信料につきましては、まず放送法の第64条の規定によりまして、受信できる設備を設置した場合は受信契約を行わなければならない。契約が義務であるということに義務づけられているものになります。

そして最高裁の大法廷の判決がございまして。平成29年12月の6日の判決によれば、時効の進行は受信契約締結時からとされています。

したがいまして、今回のような場合は、過去の分についても受信契約を行わねばならず、さらに過去の分について、時効も現時点では進行していないということになります。

行政としては法律及び最高裁判決にのっとり、事務を進めてまいる所存でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） 10番、北川議員

○10番（北川広人） ありがとうございます。

先ほど、12番議員の質疑にもありましたけれども、今後をどうするかという話の中で、例えばリースの車なんかの場合は、例えばレンタカーみたいに、いつときだけ借りるっていうのはほとんど関係ないと思うんですけども、結構長い期間、公用車の代わりとしてリースの車を使うということが今後も考えられるんじゃないかなと思うんですけども、そういった場合、リースの場合は車の持ち主がこれに対して払うというようなイメージだと思うんですけど、それはそれで正しいかどうか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長（神谷直子） 行政グループ。

○行政G（久世直子） リース車のNHK受信料についての料金のお問合せでございました。

結局はリース料金にどこまで含んでいるかというような契約の問題なのかなと思っております。ですので、リース契約の料金、これに現在市が契約しているものについてはNHK受信料は含まれていないので、実際の使用者である市が支払うということになります。

仮に、ただリース会社さんが支払うよというふうであっても、その場合はやっぱりリース料に上乘せされてしまうので、結局負担するのは市ということになるかと思われまして。以上でございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦）　お願いします。

財政調整基金繰入金、補正予算書のページ26、27ページでお願いいたします。

6月補正予算（第4回）の編成後における財政の調整基金の残高は幾らになるのかと、今回、財政調整基金の残高が5億円を下回ることにについて、財政当局はどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（神谷直子）　総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣）　まず財調の残高でございますが、この6月補正予算（第4回）編成後の財政調整基金残高は約4億9,600万円でございます。この5億下回ったことの考えでございますが、まず財政調整基金というものはこのような事態に対応するために準備をしているものでございます。よって、今回の件により、財政調整基金残高が減少したことは致し方ないことと考えております。

この後、いかに9月補正予算において財政調整基金残高を10億円まで積み戻すめどを立てられるかが直近の重要課題と考えております。

○議長（神谷直子）　11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦）　今答弁の中に、直近で重要課題と考えている財政調整基金残高を10億円まで積み戻すと。めどを立てさせるために何か対応を考えているのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（神谷直子）　総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣）　財務グループのほうで、そちらのほうで今回の法人税のほうの歳出還付の件を把握した日付が6月11日水曜日の午後でございました。

そこで、まず財政調整基金残高の状況を早急に職員に情報共有するため、6月16日月曜日、翌週のこの直近の部長会にて報告をさせていただきました。

次に、今週23日月曜日の部長会にて、財政調整基金の確保に向けて、歳入歳出予算の見直しを全庁向けに依頼をいたしました。よって、全庁的には既に動き出しております。

今後は、歳入歳出予算の見直し結果を見て次なる対応を決めていくこととなりますが、まず次なる緊急的な財政需要に備えるため、9月補正予算で基金残高10億円まで積み戻すめどを立てる必要があります。そのために、まずは内部で歳入歳出事業の見直しをすることとしております。

また、長期財政計画についても令和6年度のこの決算額が9月議会で確定をした段階で改訂するかについて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（神谷直子）　ほかに。

7番、福岡議員。

○7番（福岡里香）　NHK受信料についてですけど、今回の件では、最長11年1か月という長期間にわたり未契約であったとのことですが、その原因はカーナビでテレビが視聴できることに

より、契約義務があると認識していなかったためと説明されています。

しかし、2019年にはワンセグ機能付きカーナビについてもNHKとの契約義務があるという裁判があり、判決が出ております。この判決が出た時点で契約義務を認識し、対応することができていれば、今回の支払額はもっと抑えられた可能性があると思われませんが、なぜ長期間にわたり契約義務を認識することができなかったのか。

また、この期間中にNHKから通知案内等は届いていなかったのか、併せてお答えください。

○議長（神谷直子） 行政グループ。

○行政G（久世直子） まず、カーナビについての契約の必要性を認識していなかったという点に関しましてお答えいたしますと、カーナビにつきまして、テレビが受信できるものであったかどうかというところについて私どもちょっと認識、全くテレビという機能を使うことがございませんでしたので、テレビ機能があるという認識がまずございませんでした。まず1点目はそれになるかと思えます。

2点目といたしましては、カーナビに仮にあったとしても、そうですね、例えば、家庭用につきましては、一つ契約があればあとはカバーできるというような形になっておりますので、そのような形で考えておりましたというところが2点目になるかと思えます。

NHKから通知というものは特にございませんでした。NHKとの受信契約というのがどういうふうになっているかということですので、私どもNHKさんからは毎年度当初にテレビ受信機設置状況について調査がございします。その調査票により確認が取られています。その調査票には事業所と組織名、所在地、電話番号、受信機の設置場所、担当者、受信機設置台数、地上・衛星の別及びその合計数を記載する調査でございまして、カーナビがどうのという調査では特にございませんでした。以上でございします。

○議長（神谷直子） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 実は2019年のこの判決については、ちょっとそこを把握をしておりませんでした。ですので、職員にそういった認識がございませんでした。

あと、そのためそういったことでNHKから今回、その調査のときに、4月11日にそういった公用車のカーナビも全国的にそういった今問題が出てきてることで受信契約が必要ですよっていうことが連絡があってそこで初めて市のほうでも全庁を対象として調査をしたところ、11台の公用車にカーナビのテレビ受信が可能だということが分かりましたので、今回そういうことで補正予算を計上させていただいたというところでございますので、お願いいたします。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） まず今回の補正予算で財政調整基金が、先ほどの御答弁でいくと、約4億9,600万円になったというお答えがございました。

今回の補正に関して、まず、トランプ関税による影響についてはまだ反映されていないという理解でいいのかっていう点について、まずお答えいただきたいということです。

2点目といたしましては、令和7年度のこれ当初予算では前年度繰越金を既にもう3億円計上されており、財政調整基金の取崩額13億2,720万円を合わせると実質16億円を超える額が実質単年度赤字になる予算となっております。

先ほど4億6,000万円、このような事態に対応することで致し方がないっていう総務部長のお答えがあったんですけど、結局この16億円を超える、ただ単に財調が減っただけではないんですよ。取崩しがこれぐらいあったということで、あまりにも大きい赤字となっているんですけど、これ、この予算状況をどのように受け止めているか、お答えいただきたいと思います。

次に、実質単年度収支が令和4年度は約3億8,000万円の赤字、令和5年度は5億4,800万円の赤字となって、この2年間だけでも約9億2,800万円の赤字状態、すなわち基金を取り崩してやりくりしている状況となっております。同時期にこれ一例を挙げますと、令和5年度にかわら美術館・図書館運営事業に2億5,555万4,914円を使って、令和6年度当初予算には2億円以上が計上され、今年度も2億円以上の予算が計上され、3年連続でこれ2億円以上かわら美術館・図書館運営事業に使われます。

そこで、今回の補正後において、財政調整基金の取崩しが13億2,720万円と大きな額になっているというのは、歳出の面から何が原因であるのか、一時的なものなのか、恒常的なものか、それも併せてお答えください。

それから、来年度の予算編成におきまして、仮に今年度と同様に財政調整基金から13億2,720万円取り崩すと、財政調整基金これマイナスとなって当初予算がこれ編成できなくなると思うんですけど、その懸念について教えていただきたいと思います。

それから補正後のこの…

○議長（神谷直子） 倉田議員、まだ続くようでしたら、一旦ここで切らせていただきたいんですけど。

○13番（倉田利奈） はい。

○議長（神谷直子） では、答弁を求めます。

税務グループ。

○税務G（西口尚志） トランプ関税の影響を考慮して当初予算を上げたか上げないかというところですけども、これにつきましては、トランプ関税については当初予算の編成時では見込んでないもので…

〔「今回ですよ」と呼ぶ者あり〕

○税務G（西口尚志） 今回ですよ。今回の補正予算につきましては、この法人、一法人につきまして、俗に、3月決算法人、3月末で事業年度を…になりますので、こちらについてもトラ

ンプ関税については、影響は、おそらくではありますが、ないものと考えてはおります。以上です。

○議長（神谷直子） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 法人市民税の仕組み上、この令和6年度の決算をもって令和7年度の歳入が決まってくるものですから、トランプ関税の影響は令和7年度については全く受けない。令和8年度以降にその影響が出てくるというふうに考えます。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 財政状況をどのように考えているかということで、美術館のお話ございましたけども、まず基本的に財政調整基金を取り崩すというのは、基本的には臨時的な経費に充てているんですが、現在一部経常経費にも充てながら予算編成をしているという状況について、今後しっかり運営していかないといけないという課題は認識しております。

2つ目の歳出の面、一時的か恒常的かという御質問については、まず、今回の法人市民税の減収について言えば、市内の企業様の事情によりますので、一時的に済むのか、恒常的になるのかは判断しかねるところでございます。

しかし、毎年度、多額の財政調整基金を繰り入れて当初予算編成をしているという点で見ますと恒常的な問題であり、課題として捉えているところでございます。

続きまして、令和8年度の当初予算編成についての御質問でございますが、確かに令和7年度当初予算編成において、7億8,000万の財政調整基金を繰り入れて予算編成しておりますので、そういった面でいきますと、令和8年度当初予算編成というのは非常に厳しい予算編成になることが予測されておりますし、その課題を解決するためにもしっかりと取り組んでいきたいなと思っております。以上です。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

質問の続き、お願いします。

○13番（倉田利奈） 補正後の財政調整基金を踏まえまして、これ来年度の当初予算において財政調整基金から取り崩すことができる金額、これマックス幾らと考えているか、教えていただきたいと思えます。

それから、先ほどの答弁にありますと9月に積み戻して、歳出歳入を見直すっていうような御答弁がありましたけど、これ財政規模を急激に縮小するということはすごく大きな痛みを伴うと思うんですけど、その方策についてもちょっと詳細にこれ教えていただきたいと思えます。

それから、この危機的な財政状況は市民にもこれ現状を伝えて、その原因と結果、今後の対応について御理解をいただくことが必要であると考えております。市民説明会を開くなど、市民にこの事実をどのように知らせていくのかお答えいただきたいのと、やはりこれが大きく長期財政計画にも影響しますので私たちにもきちんと議会にも説明いただきたいと思えますが、そのあた

りはいかがでしょう。

それから、本年3月の予算特別委員会で総務部長が今後の財政運営につきまして、長期財政計画にてシミュレーションした結果、財政調整基金は令和40年度まで枯渇することなく持続可能な財政運営を行うことができるという推計結果になったところであるとの答弁がございました。今回の補正で先ほども申しておるように、財政調整基金の取崩しが13億2,720万円となり、財政調整基金の残高が先ほどの御答弁でいくと4億9,600万円、5億円を切ったということでした。

また、法人市民税は約3億7,900万円と大きく減少しております。現在の長期財政計画を見ると、毎年度7億6,400万円もの法人市民税が令和40年度まで計上されております。

このような状況を受けて、当然、財政調整基金、再度シミュレーションしていると思いますので、そのあたりについてもお答えいただきたいのと、長期財政計画が成り立つことが本予算を可決する前提となるものですから、今後の補正予算においても長期財政計画、令和40年度まで枯渇することなく、持続可能な財政運営を行うことができると考えているのか、シミュレーションの結果と併せてお示してください。

いいですか、まだ続けて。

○議長（神谷直子） ここで切らせていただきます。

答弁をお願いします。

財務グループ

○財務G（平川亮二） 順に答弁させていただきます。

まず令和8年度当初予算において、財政調整基金を幾ら繰り入るのかという趣旨の御質問だったと思いますが、今現在、令和7年度末の財政調整基金の残高見込みを約11億2,200万円と見込んでおります。ですので、仮に令和8年度当初予算編成後、財政調整基金残高を10億円堅持しようと思うと、1億2,200万円となります。

続きまして、財政調整基金を回復させるための方策についてですが、まずは内部の事務の見直しを着手するのが先決だと考えております。方策については、現在経常的な経費を賄うのに、財政調整基金を一部取り崩している状況にございますので、まずは経常一般財源の事業を見直すことが重要と考えています。ですので、そちらは令和8年度当初予算編成において、特に重点的に対応していかないといけないと思っております。

続きまして、市民への理解ということで公表を——長期財政計画の更新についてですが、今日現時点では市民への公表をする予定は今のところその段階まではまだいってない。まずは内部での事務の見直しが最優先というふうに考えております。これで解決しないような状況が続くようであれば、当然、市民への公表が必要かと思えます。

また、長期財政計画の更新についても、先ほど総務部長の答弁のとおりで、9月の決算が出たタイミングで更新するかどうかを検討していきたいと思っております。

○議長（神谷直子） あれ、全部でしたか。

〔「答弁漏れあります」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 答弁漏れありますよね。

議会に説明しろはどうされるのかというのと、財調の推計のシミュレーションをしているのかどうかというのが。

はい、お願いします。

財務グループ。

○財務G（平川亮二） まず長期財政計画のシミュレーションについては、現時点ではしておりませんので、現時点で成り立つかどうかというの把握できておりません。

それで今後そういった長期財政計画を更新した際には、当然、議会にもお示しをさせていただきます。

○議長（神谷直子） 13番、続きをお願いします。

○13番（倉田利奈） これまで市長と総務部長、財政調整基金10億円は、常に維持することない、必要はない、決算時に10億円あればいいと答弁されてきました。

このような認識の甘さが平常時において、財政調整基金残高5億円を切ることになった面も私はあると考えております。

将来に対することへの責任を、市長及び財政を担当する総務部長はそれぞれどのように考えているのか、お二人それぞれ今のお考えをお聞かせください。

それから、災害時や経済危機に備えて持続可能な財政運営をするためには、予算や決算を問わず、常時どのくらいの財政調整基金が必要とお考えなのか、具体的な金額を明らかにしてください。

それから…

〔「議長、市長」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） まだ、質問が続いてるので、すいません。質問をどうぞ。

○13番（倉田利奈） NHKの受信料の補正について、5月2日に先ほどあったようにNHK受信料51万円未払い、カーナビ搭載の公用車11台という記事が掲載されておりましたね。結局、今回の補正内容を見ると金額が112万1,054円になっていて、先ほどからの御答弁を聞いてると、NHKと調整ができていなかった。できていない状況で市が独自に算出して出した金額なんですけど、結果的に誤った情報なんですよね。この誤ったいい加減な情報を提供したことに対する責任、これどのようにお考えなんですか。

それから、なぜ分かった時点で正しく訂正されていなかったのか、お答えください。

それから、次、NHKのこの受信料の未払いについては、いつ、いつですよ。いつ誰がどのように把握したのかについてもお答えください。

まだ、続けてもよろしいですか。

○議長（神谷直子） はい、どうぞ。

○13番（倉田利奈） いいですか、続けて。

○議長（神谷直子） じゃ、切りますか。

はい。じゃ、どうぞ。答弁をお願いします。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） まず責任をどう取るのかということでございます。

私自身、責任は取るものではなくて、責任を果たすものだというふうに認識をしております。ですので、先ほど来、答弁しておりますが、私の職務上の責任、職責といたしましては、なるべく早く10億に財政調整基金を戻していくと、これで責任を果たしていくということであるのかなというふうに考えております。

あと、財政調整基金はどれだけ必要かということでございますが、要は3月の補正後ですので来年度の当初予算を編成するその前の段階で、やはり少なくともやっぱり16億から17億、できれば20億ぐらいは財調を積めたらというふうに考えております。

あと、カーナビについて、新聞発表したときにはまだNHKとの協議をする前でございます。ですので、当初、うちのほうも新聞発表のときには台数と一番古い車、ナビがいつからついていたかという、その情報だけ情報提供させていただきました。ただ、新聞社のほうから金額は幾らになるんですかということをおっしゃいました。うちとしては、まだそこは把握できておりませんのでお答えできませんということをおっしゃったんですが、いや、ほかの自治体はそこを公表しているということで、概算でもいいからちょっと教えてほしいということをおっしゃったので、ではうちがあくまでもうちのほうの今概算で積算した金額、それを申し上げたというような状況でございます。

あと、いつ把握したかについては、先ほど答弁をさせていただいたと思うんですが、4月11日にNHKのほうからその調査の回答について、要はそういった公用車についているカーナビ、そういったのも受信契約の対象になりますよという情報がありましたのでそこで初めてそういうことかということで把握いたしました。その後、4月の中旬以降だったと思うんですが、全庁的に公用車のカーナビがそういったテレビ受信ができるカーナビがどれだけあるかっていうのを調査をしました。それは多分4月の下旬頃だったか5月入ってすぐぐらいに11台あるということが判明をしたというものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（神谷直子） 市長。

○市長（吉岡初浩） 財調のお話を前回もしたもんですから、今お話が質問であったと思うんですけど、あのときもお話しましたように今日の答弁の中でもお話したように、財調って一体何だということですよ。財政調整基金なんですよ。だからこうやって民間の企業さんの税収がどん

と落ち込むことがあれば、それを調整するだけの基金を使って調整する機能がありますよっていうことをまずもって御理解いただきたいなと思います。

例えば、リーマン・ショックのときもそうでしたけど、そのための財調であるということです。それから、公共事業が進めば、起債もしますけど、財調が減っていくことは十分あり得るんですよ。そのための財調なんですよ。ただし、財調がなければ、財政的には制限が非常にかかってくるんで、できれば財調に余裕があったほうがいいということで、前回そういうお話を申し上げたんですよ。財調が10億なきゃいかんとか20億なきゃいかんということではないんですよ。余裕がないと、市政運営上、制約がかかるときがあるということでございます。

財政調整基金とは何たるものかということをお理解をいただいておりますので、あえて申し上げさせていただきました。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 1回目の続きをお願いいたします。

では、NHKにはこれ、いつ誰が、いつですね。いつ誰が連絡を取ってどのような協議があって、金額や手続方法が確定したのがいつになるのでしょうか、お答えください。

それから今後、具体的にNHKとどのような手続を進めていくのか、教えてください。

それから、先ほど半額になるとかいろいろお話がありました。これ先ほどびっくりしました。4月11日ですよ、4月11日なのに5月2日に報道されて補正予算の上程が6月25日と、対応が非常に遅く感じます。これもっと早く手続をしていれば、若干かもしれませんが市の財政負担が少なくなるのではないかと思うんですけど、そのあたりの考えについても教えてください。

とりあえず1回目、以上でお願いします。

○議長（神谷直子） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 経緯についてというところですけども、4月11日にNHKさんから御連絡があって、その4月中、庁内でカーナビにテレビ機能が搭載されているものはないか、今一度確認してくださいということで全庁に確認を取りました。

そうしましたところ、公用車57台のうち11台にテレビ受信機能付きカーナビが搭載されていることが明らかになりまして、回答の締切り、それが5月の2日だったんですけども、急遽、NHKさんに11台分が契約漏れであったということをお知らせするとともに、御存知のとおり報道発表を行い、議員の皆様にもお知らせをしたものでございます。

そして、11台だよという総合計だけではなくて、5月の13日に、結局場所などで異なってくるというところですので、対象となる車両についての連絡をNHK側に職員から行っております。その後、NHKから金額の連絡がございまして、5月の15日に最終的な金額として確定をいたしました。そして、5月の19日、庁内で情報共有を図りまして、予算の調整、上程のための調整とその事務手続を行いまして、本日の補正予算の上程に至ったものでございます。

NHKさんとは、補正予算が可決されれば契約を行っていくことができますので、速やかに今月以内に契約締結を行い、支払いの事務を進めてまいらる予定でございます。

2点目ですね。4月の11日に連絡があつて、6月の25日に補正予算を上程しているというところでございますけれども、予算がなければ——そうですね、このNHK受信料の支払いは、これは契約を締結していないといけない、まず契約の締結が必要になる。契約の締結については予算が当然必要となるというところでございますので、ちょうど6月議会がございまして、このため6月議会上程となったものでございます。

○議長（神谷直子） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 今リーダーが申し上げたように、全庁的に幾らですよっていう連絡を5月19日にいたしました。でもそこから各グループ、所管の担当するところですね、補正予算計上して補正予算書を調整していく、そういった時間的なこともあります。また、初日に上程する補正予算書について、その時点でもう期限が来てましたので、そこで追加することは当然難しかったという中で、6月の今回最終日ですね。ただ、これ今日、御可決いただければすぐ6月中に契約をいたしますので、その辺の財政負担が違ったんじゃないかということでございますが、初日上程しておつてもこれは6月ですので、6月契約は変わりませんので、財政的な負担はないというところで御理解いただければと思います。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） では、2回目質問いたします。

あの先ほど私は、今回、財政調整基金の取崩額が13億2,720万円と、それから実質、結局16億円超える額が実質単年度赤字になりますよというお話をしました。これについて総務部長はどのように受け止めているのか。私はリーダーではなくて、総務部長がどう受け止めているのか、そこをお答えいただきたいと思います。

それから、先ほどから取崩額は13億2,720万円と大きな額になっていて、恒常的なものであるというふうにリーダーがお答えされました。恒常的なものってことは、いわゆる経常経費なのかなと思うんですけど、その中でも、これまで、今回こういう事態に陥ってるんですから、何が原因なのかっていうことは検証されなかったんでしょうか。恒常的なものであつてもやはり原因については早急に原因を追究しなければ、先ほど経常経費の見直して言われましたけど、そんな簡単にはできるものではないと思つてますので、そのあたりどのように検証されてるのか、お答えください。

それから、先ほど来年度10億を確保したいということで、そうなつてくると、1億2,200万円の取崩しマックスっていうことをお答えになりました。これ私、不可能だと思います。どうやって1億2,200万円しか取り崩せないようなことが起こるのかなと思います。なにせ今年度16億ですよ、取り崩しているのは。16億なのに来年度は1億2,200万円。これやはり市民にきちんと説

明を早急にすべきではないですか。私、どうやったら、どうやってできるか全然私全く予想がつかえません。どういう何か見通しがあるのか教えてください。

それから、23日の部長会で確保に向けて全庁的に依頼をしましたとか、いろいろおっしゃってますけど、そんなもんで私は全くもって財調は積めないと思ってるんですけど。

○議長（神谷直子） 質疑をお願いします。

○13番（倉田利奈） そのあたりどのように考えているか、お答えください。

それから、市長が先ほど10億なければいけないとか20億なければいけないってことはないようなお話をされました。これリーマン・ショックのときに20億あったのが10億になってしまったということで、今回のこういう事態ですよとおっしゃってるんですけど、私はまだまだ今からトラップショックとかいろいろ出てきます。それプラスやはり南海トラフになれば南海トラフプラスいわゆる…

○議長（神谷直子） 御意見ですか。質疑をお願いします。

○13番（倉田利奈） リーマン・ショックのようなものが起こると、同時に起こる可能性だってあるんですね。そういう中でやはり財調を確保するという考えはないんですか。

なんかよく私市長の言ってること全然私理解できないので、お願いいたします。

〔「議長、市長」と呼ぶ者あり〕

○13番（倉田利奈） まだ、市長、じゃあ、途中で止めますか、質問を。どうしますか。まだ私2回目途中なんです。

○議長（神谷直子） 意見は言わずに質疑だけでお願いします。

○13番（倉田利奈） 質疑しましたので、お願いします。

〔「質疑なので答えます」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 質疑なので、市長、答えてください。続き、また後で。

市長。

○市長（吉岡初浩） 何遍も申し上げておるんですけど、財調をどれだけ積みばいいか。今おっしゃったようなことを言われたら、うち一体、議員さん、何十億、何百億積むんですか。今おっしゃられてるようなことを考えたら。明日、何が起こるか分かりませんからね。だから余裕があればあるほど、それはいいことは間違いないですよ。間違いないです。でもそれを何十億積み上げて言われてもそれは計り知れないですよ。うちの財政規模からしたらどんなもんだっていう話だと思えるんですけど。それは前から言ってるように最低10億とか20億とかという話は、その辺の今までの状況から見ると、このぐらいあれば何とかいけるかなっていうような話の中でのことなんで、それが10億を一旦切るとか切らないとかっていうのは、私はあって然るべきですよっていうか、あるのが当たり前ですよっていうことを申し上げてるんですよ、何遍も。それが財政調整基金ですよ。積めないじゃないですかというけども積めない理由はいくらでもあります。

それから、経常経費の話がされましたけど、経常経費っていうことを考えていただくと分かるように、今何が起こってるかですよ、日本の経済状況の中で。我々が例えば企業さんのように、非常に原価が上がってるから売上げを上げましょう。できますか。税率を3倍にします。できますか。できませんよね。

じゃあ、歳出はどうですか、この二、三年。特にうちは建設関係、学校の整備とかやってますから、この二、三年経常的に増えておる最大の理由は、やはり建設事業やっていく中で、3割、4割、もっと言えば5割ぐらい増えてるんですね、その建設費が上がってる。それから、人件費上がってます。

じゃあ、歳入はどうですか。3割、4割上がってきますか。来ないですよ。だからこの間はどうしてもそういう苦しい財政状況が続くっていうことを、それは社会を見ておっていただければ御理解いただけるのかなと私は思ってます。それでも財調を積もう、積む努力はしなきゃいかんし、決して今の状況がいいというふうには思っておりません。だからこそ来年度に向けては、そういう予算が組めないことにならないように、当然ならないようにはならんというふうに思ってますけど、それ以降も苦しい中でも何を調整していけばいいかっていうことを今年度、今考えていく必要があるんじゃないかなということを申し上げておるんであります。

また、今年度の財調の取崩しのことをおっしゃられてますけど、ここに来てのこの企業さんの税収の問題は、それはまさに不測の事態であります。これを想定できましたか。誰もできませんよ。むしろ企業さんの収益は悪くなる、なっておるといような状況ではないというふうに我々も判断しておりましたんで、まさに不測の事態だったなというふうに思っております。

○議長（神谷直子） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 総務部長はどう受け止めているかということでございますが、私もこれまで、この長期財政計画の令和40年までの推移、これはあくまでも今その時点の推移であって、この後どう変化していくかは分かりません。特に今回みたいに不測の事態も当然起こることもあり得るといようなことも考えながら財政運営を継続していくといようなことも言ってきたというふうに認識をしておるところでございます。

今、13番議員が財調の取崩しが13億と言っておりますが、これは今現時点での話でございます。今後9月補正等々で6年度の決算の状況等も踏まえて、そこはもう少し落ちていくというふうに考えております。

さらにそこで内部的に今後、歳入歳出の面から再度全庁的に見直す中で、より財調を積み戻せないかというところを今後取り組んでいくというところでやっていきたいと思っております。

さっきも言いましたように、この令和8年3月の補正時点を見込みで、例えば8年度の当初予算が組めないようなことにならないように取り組んでいくと。もし、どうしても組めないようであれば、それは当然、財政緊急事態宣言を出さざるを得なくなっていくんじゃないかなと思っ

ております。でも、そのときには当然、職員の例えば、三役さん、特別職の報酬ですとか、職員の給料、こういったのにもメスを入れないといけないかもしれません。それと、市民の方だって当然、補助金をカットですとか、扶助費を削減しないといけなくなってくるかもしれません。です。そうなってくれば当然、市民の方にも説明責任を果たしていかないとけない。

また、議員の皆様にごあってそうなってくれば痛みを伴っていただかないといけないです。報酬カットですとか、政務活動費の減額、こういったことも御検討いただかないといけない。

ですので、そういった部分ではしっかりと説明をしないとけないですけど、そうならないように何とかこの9月補正、その後の12月補正等々に向けて何とか財調を増やしていきたいと。令和8年度当初予算が組めるようにしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

もう一個、その歳出の何が原因なのかっていう検証をしたのかということですが、これについても前から申し上げておりますけど、当然その公共施設の長寿命化改良工事を進めていけば、当然その補助金や起債張りますけど、一般財源を使わないといけない部分もございます。

また、これも前々から言ってますけど、当然今回のその物価上昇とかで物件費ですとかも上がってきている。また人件費ですとか、あと扶助費も右肩上がりが増えてきてます。そういったのが相対的に影響しているというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

13番、倉田議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第49号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第4回）について、反対の立場から討論させていただきます。

まず、NHK受信料に係る補正予算について、反対意見を申し上げます。

5月3日の新聞報道では51万円の未払いとなっており、また、5月2日の議員への情報提供資

料でも概算で約51万円となっていました。

しかし、今回の補正予算では、過年度分だけで102万7,250円となっており、約倍の未払い額となっています。

このように金額の差があるような発表では、市民にとって不信感が募るばかりです。その上、5月2日に受信料の未払い分発生が発覚しているにもかかわらず、なぜこの6月の最終日に追加の補正予算計上となるのでしょうか。あまりにも予算計上が遅いと言わざるを得ません。その上、NHK受信料を支払わなければならない必要経費があることから、早急に予備費の充用等により、なぜ対応しなかったのか理由が分かりません。

今回の補正予算計上で、6月分から支払う受信料については半額の規定が適用となります。もし、5月中に契約していれば、5月分の受信料が半額になった可能性が高いことから手続きが速やかに行われなかったと言えます。

次に、財政調整基金を追加で5億5,575万8,000円取り崩すことで、財政調整基金が約4億9,600万円となり、5億円を切ってしまう事態となったことです。

総務省が発表している基金の積立状況の一覧化の最新版、令和5年度を見ますと、815市区中、高浜市は814位でした。それが5億円切ってしまったことで、断トツ最下位となる可能性が大きくなりました。

私は、二代表制の下で、議員は執行機関を監視し、市長と相互に牽制し合うことにより、市政の適正な運営を期する役割を負っていると思います。

市政運営にとって最も重要な市の財政運営について、これまで一般質問等において度々質問をしてまいりました。それは学校等の長寿命化工事が多く控える中で、公共施設等整備基金がほぼ枯渇し、財政調整基金の減少が顕著になり、持続可能な財政運営ができなくなるのではという危機感からでした。その象徴として、かわら美術館を民間移譲、機能移転とする計画を大幅に変更し、図書館を美術館の中に移転し、施設を存続する方向にかじを切りました。移転費用に1億円以上かけ、運営費についても年間約1億8,600万円かけることについて、いかななものかという問いかけを続けてきました。

令和5年度決算、令和6年度当初予算、令和7年度当初予算において、それぞれ2億円以上の金額が計上され続けています。財政危機に陥らないうちに、財政危機宣言を出さなくてもいいように早く手を打っていただきたいとの一心でした。

南海トラフ巨大地震やトランプショック、戦争による原油価格急騰懸念など、将来の心配は尽きません。そのためにも、最低、財政調整基金残高10億円は常に必要であると繰り返し申し上げてきました。現に、以前の長期財政計画には、財政調整基金が10億円を下回るとき、行財政改革に着手すると明記されていたわけです。そして、現実には今回の補正予算後の財政調整基金残高は、5億円を切りました。将来の懸念が予測される中で、今、この時点で既に財政調整基金が5億円

を切ったことに危機を感じます。

私はこれまでの市長をはじめ執行部の財政運営についての向き合い方に疑問を感じています。このような事態に陥った原因として、長期財政計画に対する考えの甘さがあったのではないのでしょうか。

長期財政計画は、長期的な財政状況を見通し、将来に向けて持続可能な財政運営を行うことを目的として制定されています。しかし、令和3年度までは財政調整基金が10億円を下回るとき、行財政改革に着手し、抜本的に経費の削減を図り、緊急に対応するとしていましたが、令和4年に10億円を継続的に下回るとき、「継続的」という言葉が議員に知らされず、しれっと入っていました。これは10億円を切った場合の対策の実質的な先送りを意味します。しかも過去の答弁で、総務部長は私の判断で変えさせていただきましたと答弁されました。私は愕然としました。持続的な財政運営を所管する部長の立場において、自分の判断でこの「継続的」という言葉を入れ、対策を実質的に先延ばしにする。市長、市のガバナンスは大丈夫ですか。部長がこんな重要なことを勝手に書き換える。市長、嚴重注意されましたか。こうしたことが内在的に起こること自体が、将来の財政運営を危機にするのではないのでしょうか。

本来であれば、令和6年度当初予算で財政調整基金は10億円を切ったのですから、行財政改革、経費の抜本的な見直しに着手すべきだったのではないのでしょうか。

昨年12月定例会で、私が令和7年度の当初予算編成後は1億ぐらいになってしまうのではと言ったことに対して、本年3月定例会において総務部長は、当初予算で確かに7億9,000万円ぐらい財調を取り崩さないといけません。まだ9億円近く財調は残っているわけですよ、さもこちらの言い分が間違っているような答弁がありました。それは、本年3月補正でたまたま法人市民税6億3,000万円の増額があったからではないですか。法人市民税の増額補正がなければ、令和7年度当初予算編成後の財政調整基金残高は2億円台でした。

このような財政運営になっているのには、市長の認識にも原因があると思います。

先ほども言いましたが、本年3月定例会でも10億円を切っていることに対してどう考えですかとの質問に対し、市長は10億円が一時たりとも下回っちゃならんと思っていない。10億円という金額を、大きな意味では根拠がありますが、それ以上のものでも何もないですよ。別に9億円だって8億円だっていいんですよ、と答弁されました。

今、現に5億円を切っている。退任されていく。どんなお気持ちですか。

ここまで貯金を減らしてきた責任をどのようにお感じですか。

しかし、先ほどの答弁をお聞きすると、全く責任をお感じになっていないように私は感じました。非常に残念です。

今回の補正予算では、財政調整基金の取崩額が13億2,720万円となり、財政調整基金が5億円を切りました。これは、令和6年度当初予算の段階で、財政調整基金残高が10億円を切ったにも

かかわらず、行財政改革に着手しなかった結果であり、財政運営に対するガバナンスの欠如によるものであると考えております。

かわら美術館・図書館の大きな運営費もおもしになるでしょう。時間があれば、緩やかな改革でよかったものがここまで来ると大きなひずみ、例えば公共施設の長寿命化改修工事の凍結、先延ばしといったことも起こり得ます。市民サービスへの影響も心配されます。課題が山積する中で、安全面からも心配が高まります。

繰り返しになりますが、私はこのような状況になったことが心配でなりません。

今回は、財政調整基金の取崩額が13億2,720万円となり、財政調整基金残高が5億円切ったことは、これまでの財政運営について、様々な角度から指摘してきたにもかかわらず対応できていなかった結果であります。

よって、本補正予算には反対とさせていただきます。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

11番、鈴木議員

〔11番 鈴木勝彦 登壇〕

○11番（鈴木勝彦） 議長のお許しをいただきましたので、議案第49号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第4回）につきまして、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の補正では、歳入においては、法人市民税の法人税割として3億8,500万円が減額され、歳出においては、市税賦課事業の過年度還付金及び加算金として1億7,000万円が増額されております。これは、市内法人において、多額の法人市民税法人税割の還付が生じることが判明したものであります。当局からは、今年度の当初予算の編成に当たっては、法人の景気の動向に関する資料などを踏まえた上で、前年度の決算見込みが過去に例がなく増収であったことから、4割減として見込んだという説明がありました。また、他市においても同様の事案で補正予算を組まれていることなどからも、ここまでの減収を見込むことは困難であったと推測されます。

したがいまして、これら歳入の減額補正及び歳出の増減補正は致し方ないものであると考えます。

次に、テレビ受信機能付きカーナビ掲載されている公用車のNHK受信契約漏れに伴う受信料の増額補正では、全国的に同様の事案が発生しており、静岡県では県と全35市町のうち34自治体で受信契約漏れに伴う未払い確認されたとの報道がありました。未払いが確認されたこれらの自治体では、カーナビに受信契約が必要であるとの認識が不足していたということでありましたが、本市も同様の理由から受信契約が締結されていなかったものであります。

このことは、職員の認識不足ではあるものの、NHK側も特に悪質ではないと判断され、割増

金は不要とされたところであります。また、時効についても、最高裁判決によれば、過去の分について時効は適用されず、支払い義務があるということでありますので支払わなければならないため、今回の補正予算には賛成いたします。

なお、今後はこのようなことが発生しないように、カーナビを設置等するときには、テレビ受信機能の有無をしっかりと確認していただくとともに、現在、受信可能な公用車においてもテレビ受信の必要性を検討していただき、不要な場合はアンテナを取り外すなど受信契約をしなくて済むような対策を速やかに講じていただきますようお願いいたします。

これらの補正予算計上の結果、財政調整基金 5 億 5,500 万円余りを取り崩すこととなり、財政調整基金残高は 5 億円を切ることとなりました。

しかしながら、財政調整基金は、そもそもが災害時や今回のような場合に対応するために積み立てているものであります。10 億円以上の基金残高があったからこそ、今回このような急変にも対応できたものと考えます。当局側においても、10 億円まで積み増すめどを立てるため、既に行動を起こしているとのことですので、成果の上がる取組を期待いたします。

今年度の事業見直しでは、行政内部への影響で収める見直しや間接的に市民へ影響する工事等の見直しにとめていただき、市民に直接影響する事業の見直しには着手しないことを切にお願い申し上げまして、本議案には賛成させていただきます。よろしくお願いをいたします。

〔11 番 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（神谷直子） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 49 号 令和 7 年度高浜市一般会計補正予算（第 4 回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷直子） 日程第 4 議案第 50 号 令和 7 年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（竹内正夫） それでは、議案第 50 号 令和 7 年度高浜市介護保険特別会計補正予算

(第2回)について、御説明申し上げます。

補正予算書13ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定において、歳入歳出それぞれ9万8,000円を追加し、補正後の予算総額を30億4,879万2,000円といたすものであります。

補正予算説明書40、41ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、7款1項1目一般会計繰入金は、NHK受信料の支払いに伴い、介護認定等事務費繰入金を増額いたすものであります。

42、43ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1款3項2目認定調査等費は、公用車に設置されているテレビ視聴が可能なカーナビゲーションに係るNHK受信料として、現年度分1万3,000円、過年度分8万5,000円をそれぞれ計上いたすものであります。

説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長(神谷直子) このまま本会議を続けますと、正午を超えることが予想されますが、このまま続けてもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(神谷直子) 御異議なしと認めますので、このまま続けさせていただきます。

これより質疑に入ります。

13番。

○13番(倉田利奈) 先ほど4月11日にNHKの調査の回答したときに発覚したということで、4月中に何台あってどのような状況かってことを確認されたということだと思んですけど、その中で11台分の漏れというお話がありました。これは今回の介護保険の——すいません。介護保険事業勘定、こちらに関するいわゆる公用車についてはこの11台に入っていたのかどうか。それから、これなぜそういうことが起こったんでしょうか。全庁的に調査をすれば、1週間もかからずに全部終わると思いますし、あと確定したのが5月15日って先ほど答弁がありました。あまりにも手続が遅いと思うんですけど、そのあたりについてお答えください。

○議長(神谷直子) 行政グループ。

○行政G(久世直子) ちょっと介護事業会計のお話なんですけれども、引き続き、公用車についてのお話でございますので、行政グループから回答させていただきます。

先ほど、一般会計にてお答えいたしました11台に入っているかというところでございますけれども、こちら資料を出させていただきましたとおり、その11台の中に介護保険のお車も入っております。

全庁的にちょっと遅いんじゃないかというところなんですけれども、5月15日というのがNHKさんから金額が来た、最終的な金額だよというところで示されたものが5月15日になります。それ

から、本日の補正予算の計上に至ったものでございます。その経緯などにつきましては、先ほど私と総務部長から御説明いたしたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） だから、なぜその11台分が漏れたのかっていうところについては、今お答えがありませんでしたので、まず答弁漏れで1回目をお願いします。

○議長（神谷直子） 11台の中の1台として入っていたという答弁でしたよね。

先ほども同じような質問でしたので、これ質問を変えていただきます。

13番。

○13番（倉田利奈） だから、漏れることはないと思うんですけど、なぜそれが漏れたのか検証されてないんですかってことですよ。

結局、これが確定したのが遅い。私だったらこれ5月中に契約しますが、半額の規定もこれは多分これ金額でいくと、庁舎の駐車場じゃないから規定されないかもしれないんですけど、逆に言えば、これ例えばいきいき広場で契約していれば、いきいき広場のほうに置いてあれば、これについては半額の適用もなったんじゃないかと思えますので。

やはり手続きが私は非常に遅いと思ってますので、なぜそこで漏れがあったんですか。それをきちんとお答えください。

○議長（神谷直子） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 11台の中にこの介護保険特会の車も入っておりますという答弁をしておりますけど、その漏れるっていうのはどういうこと…。ちょっと、反問権を。

○議長（神谷直子） 反問権許します。

○総務部長（杉浦崇臣） 漏れるっていうのは、何から漏れてるってことでしょうか。お願いします。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 先ほどの答弁でいくと、4月に確認したところ11台の漏れがあっっていうことで御答弁があったと思うんですけど、違いますか。漏れはなかったってことですか。なかったんであればそれは結構です。

○議長（神谷直子） 11台の中の1台ということですけど。いいですか。11台の漏れの中の1台だったっていうことですけど。

〔「漏れておっしゃったので、ほかにはカーナビで払ってた分があったんですよ。違うんですか。そういう意味ではないんですか。」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 一般会計のところでもいろいろと御答弁させていただいておりましたが、高浜市全庁的に公用車のカーナビにそれが受信料が発生するっていうことを認識をしております。

ませんでした。4月の11日にNHKからそういうふうに、全国的にもそういった事案がそこら中で発生をしておりましたので、NHKのほうからカーナビもNHKの受信契約が要りますよってというような御連絡がありました。

それで全庁的に調査をしました。そこで公用車にテレビ受信がついているカーナビが11台ということ把握したということです、これまで、そのカーナビで契約をしていたものは一切ございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（神谷直子） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第50号 令和7年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷直子） 日程第5 議案第51号 令和7年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 議案第51号 令和7年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について、御説明申し上げます。

水道事業会計補正予算書（第1回）の5ページをお願いいたします。

第2条は公用車に設置されているテレビ視聴ができるカーナビゲーションについて、NHK受信料が必要となったため、収益的支出の予定額について補正をするものでございます。

第1款水道事業費用、第1項営業費用は、現年度分受信料を2万9,000円増額し、第2項営業外費用では、過年度分として39万4,000円を増額し、9億460万7,000円といたすものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第51号 令和7年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷直子） 日程第6 報告第10号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告、説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 報告第10号 専決処分の報告について、御説明申し上げます。

報告第10号の2ページ目をお願いいたします。

報告第10号は、三河高浜駅連絡橋の橋りょう修繕工事に係る工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により議会の御報告をいたすものでございます。

変更の内容といたしましては、処分する塗膜くずの発生量が予定より少量であったことから、本年第2回臨時会において御議決いただきました契約金額1億7,117万7,600円から298万5,400円を減額し、変更後の契約金額を1億6,819万2,200円としたものでございます。

なお、変更金額の298万5,400円は、契約金額の5%以内であり、かつ750万円以内でありますことから、市長の専決処分事項として指定されているものに該当いたしますのであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（神谷直子） 以上で報告を終わります。

以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長挨拶。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変、お疲れさまでございました。

令和7年6月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る6月の5日から本日6月の25日までの21日間にわたり、私どものほうから提案をさせていただきました諮問1件、議案14件につきまして、慎重に御審議をいただいた上、原案どおり御意見、あるいは御可決を賜りまして、誠にありがとうございました。報告8件につきましても、お聞き取りを賜り、ありがとうございました。

御審議の過程でいただきました建設的な御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

さて、私ごとでございますが、この6月の定例会が私にとりましては最後の定例会になりました。まだ2か月余り任期を残しておりますが、この場をお借りしてお礼の御挨拶を申し上げさせていただきます。

思えば、平成21年9月に市長に就任をさせていただき、以来4期16年、現地現物をモットーとし、私たちのまち高浜と一人称で語られるようなまちの実現のため、取り組んでまいりました。

公共施設に関しましては、年月の経過や社会的意義、需要の変化を考慮の上、長期的な視点に立ち、その在り方を検討し、計画をつくり、更新、集約化、複合化を進めてまいりました。

市役所の庁舎は、財政負担の平準化、デジタル化の進展を見据えて、リース方式を活用したコンパクトなものへと姿を変え、高浜小学校は小学校のみならず、アリーナ、介護予防拠点施設、児童センターなどが複合し、様々な人が足を運ぶ「地域交流施設たかぴあ」として新たな一歩を踏み出しました。

また、市民の皆様と行政の協働の取組として市民予算枠事業を設け、まちづくり協議会やボランティア団体、そして若者の活動の応援をしてまいりました。市民の皆様の豊富なアイデアと多彩な活動によるまちづくりは、行政だけでは決して行うことができないものであり、今後ともお力添えを賜ることができればと存じます。

こうして振り返りますと、やはりアシタの高浜をつくり上げてきたのは、市民の皆様、大家族の力であると改めて考える次第でございます。

受けた親切を相手に返す恩返しではなく、また別の人に次の世代に親切を広げ、恩を送っていくペイフォワードの話を鈴木議員の一般質問においていたしました。先人から恩が送られてきた結果として今の高浜市があります。市民の皆様が大家族としてペイフォワードの精神で思い合い、支え合い、手と手をつなぎ、その循環の先にしあわせなまち高浜がつくられていくことを強く願っています。職員の皆さんも、現地現物、市民目線を忘れず、そして市民の皆様を信じ、手伝う心持ちで、よりよい高浜市の実現のため、果敢に行動していくことを願います。

最後に、議員の皆様におかれましては、これまで忌憚なく御意見、御指導賜りますとともに、市政各般にわたりましてお支えをいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

長い間の御支援、御協力に心から感謝申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（神谷直子） これをもって、令和7年6月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る6月5日の開会以来、本日まで21日間にわたり、始終御熱心に御審議いただきまして、本日ここに、その全案件を議了して閉会の運びとなりました。厚くお礼を申し上げます。

市長も最後の定例会お疲れさまでした。

当局におかれましては、会期中に出されました意見等を十分尊重されまして、今後の施策に反映されますことを強く要望し、閉会の言葉といたします。

以上、ありがとうございました。

午後0時13分閉会
